

## 公契約基本条例に関する主な御意見（要旨）

### 1 市内中小企業の受注等の機会の増大

- 公契約条例が施行され、大いに期待している。市内中小企業受注率がより高まるよう、入札制度の中で創意工夫をしてほしい。
- 今後の大規模工事でも、地元中小企業によるJV手法の採用や工事の細分化による分離発注等により、参入機会を最大限確保してほしい。

### 2 適正な労働環境の確保

- 最低賃金法などの法令順守はもちろん、公契約条例に賃金条項を盛り込むことを検討するなど、公契約のもとで働く労働者の労働条件を改善し労働者の生活を守ってほしい。
- 公契約条例を改正して賃金下限や雇用継承を規定し、「ワーキングプア」の解消、生活できる賃金の確保、技術の伝承、健全経営と地域の活性化を。
- 事業者から支払われている賃金が低いため、若手の確保が難しくなっている。働き手の実態を認識し、適正な契約に努めてほしい。
- 公共工事設計労務単価の上げが、労働者の賃上げにつながるよう、具体的な施策の検討を。その出発点として、賃金実態調査の実施を。
- 社会保険加入指導と併せて、末端の施工業者にまで法定福利費が支払われるよう対策を講じてほしい。

### 3 適正な履行と質の確保

- ダンピングや不良業者の参入による賃金・労働条件の引下げが行われないよう、適切な最低制限価格を設定してほしい。
- 地元業者が適正な利潤を確保し、若手を確保・育成できるよう、最低制限価格を引き上げてほしい。

### 4 社会的課題の解決に資する取組

- 総合評価方式による入札制度を活用し、事業者に社会的価値を高めるインセンティブを与えられたい。さらに地域の安心・安全を担う建設企業を守り育成するため、地域貢献を重視した入札の導入などを助言・指導されたい。
- 格付や総合評価で「防災協定締結団体への加入」は評価されるが、「社会貢献や技術者育成等に取り組む建設業団体」に加入している企業も評価してほしい。